



岡山労働局雇用環境・均等室に
改正育児・介護休業法の施行に向けた相談窓口を開設します！
開設期間：令和3年11月15日～令和5年3月31日

育児休業制度等 に関する相談窓口

産後パパ育休って
何日休めるのかな。
会社には、どう相談
したらいいのかな。

妊娠・出産の
報告を受けたけ
ど何をしたら
いいのかな。

育児休業が分割で
取得できるらしい
けど、どういう休み
方がとれるのかな。

規定の改正を
しないとイケな
いけど、何を
変更したらいいの
かな。



お困りごと、気になること、お気軽にご相談ください！

(事業主、労働者、労務に関わる方、どなたでもご相談ください。)

岡山労働局 育児休業制度等に関する相談窓口

受付時間 9時30分～17時00分

※土・日・祝・年末年始を除く

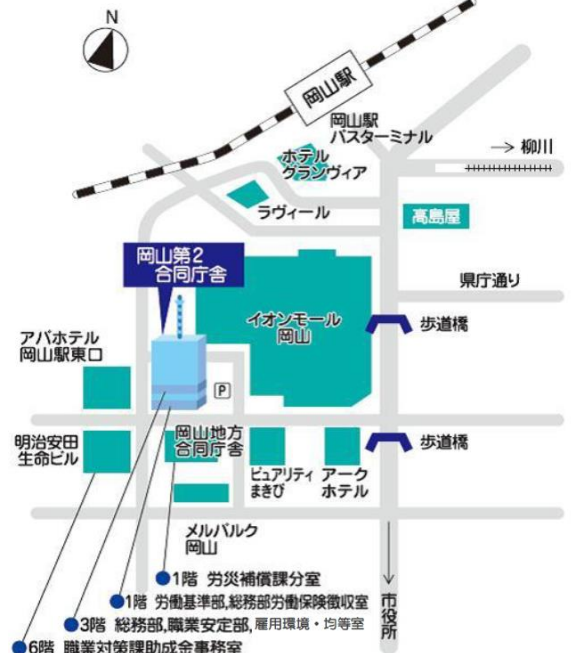
電話番号 086-225-2017

住所 岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎3階
雇用環境・均等室
(JR岡山駅から徒歩7分)

○入館の際に身分証明書の提示が必要です

○駐車場 有(北側)

<案内図>



育児・介護休業法の改正ポイントについて

① 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が義務になります

令和4年4月1日施行

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
(研修、相談窓口設置等)

妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした
労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

② 有期雇用労働者の取得要件が緩和されます

(1)引き続き雇用された期間が1年以上
(2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い

③ 産後パパ育休(出生時育児休業)が取得できるようになります

令和4年10月1日施行

子の出生後8週間以内に4週間まで休みが取れます(分割して2回取得もできます)
労使協定の締結があれば、限定的な就労も可能に
申請は原則2週間前までに

④ 育児休業を分割して取得できます

分割して2回まで取得できます

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

令和5年4月1日施行

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます

育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省HP「育児・介護」で検索

相談して
ください!

岡山労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 産後パパ育休の新設や育児休業の分割取得等の改正育児・介護休業法の内容に関する相談のほか、
現行の育児休業制度等に関しても、ご相談いただけます。男性労働者の育児休業取得促進に取り組
む事業主の方、「育児休業を取得させてもらえない」等の労働者からのご相談にも対応いたします。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 改正法に向けて規定整備を行っているが、確認してもらえますか?

A. ご相談ください。作成された、改正を考えられてる規定を確認し、規定例に沿ったアドバイスや
参考資料等を手交し規定整備に向けた援助を行います。

改正育児・介護休業法に関する説明会を令和4年1月より開催を予定しています。
日程等は岡山労働局ホームページ、twitterで追ってお知らせ致します。

Twitter ⇒ @MHLW_Okayama

岡山労働局 HP

検索